

2. 粉じん
(1)一般粉じん

(平成17年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 事業場数
	コークス炉	鉱物又は土石 の堆積場	ベルトコンベア及び バケツコンベア	破碎機及び 摩 砕 機	ふるい		
大阪市	2 (2)	65 (65)	409 (409)	49 (49)	39 (39)	564 (564)	66 (66)
堺市		13 (13)	121 (121)	30 (30)	14 (14)	178 (178)	24 (24)
岸和田市		5	68	3	5	81	18
豊中市			8	1		9 (0)	5 (0)
池田市						0	0
吹田市			5			5 (0)	3 (0)
泉大津市		10	26	6	1	43	10
高槻市		3 (3)	76 (76)	21 (21)	12 (12)	112 (112)	8 (8)
貝塚市		6	4	2		12	6
守口市			5			5	1
枚方市		1	50	9	3	63 (0)	5 (0)
茨木市		1	51	16	7	75	12
八尾市			7 (1)	2		9 (1)	3 (1)
泉佐野市			7			7	3
富田林市		1	1			2	1
寝屋川市		1	27	1	2	31	6
河内長野市		1	9	2		12	3
松原市			12			12	3
大東市		4	5	1		10	4
和泉市		2	20	4	3	29	6
箕面市		6	58	15	11	90	7
柏原市					1	1	1
羽曳野市			23	4	5	32	5
門真市		2	12	1		15	5
摂津市			2	1		3	2
高石市		2	2	3		7	3
藤井寺市						0	0
東大阪市		1 (1)	10			11 (1)	5 (1)
泉南市			11	2	2	15	2
四条畷市			16	2	2	20	4
交野市			2			2	1
大阪狭山市			2			2	1
阪南市				1		1	1
島本町						0	0
豊能町						0	0
能勢町			2	1		3	2
忠岡町						0	0
熊取町			6			6	1
田尻町		1				1	1
岬町		2	5	3		10	2
太子町			5			5	1
河南町			4			4	1
千早赤阪村						0	0
合 計	2 (2)	127 (82)	1071 (607)	180 (100)	107 (65)	1487 (856)	232 (100)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。
2 ガス事業法に係るものを含む。

(2)特定粉じん

(平成17年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計	工 場 事業場数
	解綿用 機 械	混合機	紡織用 機 械	切断機	研磨機	切削用 機 械	破碎機 及 び 摩砕機	プレス (剪断 加工用 に限る)	穿孔機		
大阪市				1 (1)				5 (5)		6 (6)	2 (2)
堺市		3 (3)		3 (3)	9 (9)			13 (13)	13 (13)	41 (41)	2 (2)
岸和田市											
豊中市				1				34		35	3
池田市											
吹田市											
泉大津市											
高槻市	1 (1)	7 (7)	0	10 (10)	1 (1)	2 (2)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	30 (30)	2 (2)
貝塚市											
守口市											
枚方市											
茨木市											
八尾市											
泉佐野市											
富田林市											
寝屋川市											
河内長野市											
松原市											
大東市											
和泉市											
箕面市											
柏原市		10		2			8			20	2
羽曳野市											
門真市											
摂津市											
高石市											
藤井寺市											
東大阪市					1			5		6	2
泉南市			8							8	1
四条畷市											
交野市											
大阪狭山市											
阪南市										25	3
島本町											
豊能町											
能勢町											
忠岡町											
熊取町											
田尻町											
岬町											
太子町											
河南町											
千早赤阪村											
合 計	1 (1)	20 (10)	33	17 (14)	11 (10)	2 (2)	14 (6)	57 (18)	16 (16)	171 (77)	17 (6)

(注) () 内は政令市分で内数である。